

環境担当者研修会開催 ～環境法令シリーズ第5回～

開催日・会場：南部会場 平成26年12月 8日 ライズヴィル都賀山

甲賀会場 平成26年12月16日 サントピア水口共同福祉施設

参加者 : 会員91名 会員外41名 行政25名 計157名

1. 産業廃棄物の関係法令について～排出事業者の責任～

講師：南部環境事務所 主査 五十嵐 恵子

2. 騒音規制法及び振動規制法について

騒音計による測定実習

講師：草津市役所 環境課 主任 榎本 実

1. 産業廃棄物の関係法令について～排出事業者の責任～

講師：南部環境事務所 主査 五十嵐 恵子



産業廃棄物とは何か正しく理解し、一廃と産廃との区別、品目、保管の基準や処理の委託、マニフェストの発行など排出事業者としての具体的な義務についてわかりやすく説明いただきました。

PCB 廃棄物の処理については今まで JESCO 大阪では処分ができなかった**安定器等の汚染物**について、JESCO 北九州にて大阪受入分の処理が可能になったとの**ホットな情報提供**があり、**安定器、3 kg以下の小型電機機器、感圧複写紙、ウエスは指定容器であれば割引き制度がある**ということでした。**3 kg以上のコンデンサーについては大阪事業所への登録をお願いします。**

安定器を重量を減らすことを目的に、分解・解体することは新たな PCB の汚染につながり、通達でも禁止されているので絶対にしないでください。

2. 騒音規制法及び振動規制法について

騒音計による測定実習

講師：草津市役所 環境課 主任 榎本 実



皆さんに実際に騒音計を操作していただきました。音源から遮蔽したり、遠ざけることで

減衰できることを皆さんに体験いただきました。
騒音が発生する設備を工場の中央に配置したり、遮蔽することで減衰できるので苦情対応をお願いします。





質疑	応答
<p>1) 産業廃棄物の処理について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「木くず」の業種指定に該当する工場から出る「工場の敷地内の木を剪定した枝葉」は、産廃か一廃か？ 2. PCB 廃棄物中の PCB 濃度の確認のため分析を依頼する場合は、業者への移動の届出は必要かどうか。 <p>2) 騒音規制法および振動規制法について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定施設の型式を変更した場合は全て変更届が必要か？ 2. 騒音規制法および振動規制法だけでなく、市条例でも各種の届出は必要か？ 3. 騒音規制法に基づく騒音の測定は、計量証明事業者による測定が必要か？また、野洲市協定書の場合はどうか？ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産廃「木くず」に該当する。 2. サンプルング程度の移動については、業の許可は不要となっているので、届出は必要ない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 型式の変更による「能力」の変更により判断すること。 2. 各市の条例でも規制があれば必要である。 3. 騒音規制法に基づく騒音の測定は、必ずしも計量証明事業者による測定は必要ない。 また、野洲市協定書の場合は、協定書の記載内容を確認して欲しい。